

## ○志布志市議会政務活動費の交付に関する条例

平成27年12月22日

条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、志布志市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、会派及び議員に対して交付する。

(政務活動費の額等)

第3条 政務活動費の額は、毎月1日（以下「基準日」という。）において、会派に対しては当該会派の所属議員数に月額15,000円を乗じて得た額とし、議員に対しては月額15,000円とする。

2 基準日以外の日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(交付の方法)

第4条 政務活動費は、申請のあった月分から当該年度の3月分までを一括交付する。ただし、年度の中途において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。

2 年度の中途において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

(所属議員数の異動等に伴う追加交付及び返還)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派に年度の中途において所属議員数の異動が生じた場合は、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該上回る額を返還しな

なければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の中途において解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が年度の中途において議員でなくなったときは、会派が解散した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、会派が解散した日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第6条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。
- 3 政務活動費は、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動に要する経費に充てることができない。
- 4 会派及び議員は、政務活動費を前3項の規定に従って適正に使用しなければならない。

（経理責任者）

第7条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（次項において「収支報告書」という。）に当該支出に係る領収書等の証拠書類の写し（次項において「領収書等の写し」という。）を添えて、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、当該年度終了後1月以内に提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、会派が解散した日又は議員でなくなった日から30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余の額がある場合

は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書等を、当該収支報告書等の提出のあった日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。ただし、志布志市情報公開条例（平成18年志布志市条例第14号）第7条に規定する不開示情報が記録されている場合は、この限りでない。

(透明性の確保)

第11条 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書等について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに使途の透明性の確保に努めるものとする。

- 2 議長は、前項の透明性を確保するため、志布志市議会政務活動費審査会（次項において「審査会」という。）を置くことができる。
- 3 審査会の組織、運営等に関する事項は、別に定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

項目	内容
調査研究費	会派又は議員（以下「会派等」という。）が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派等が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派等が行う市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派等が行う住民からの市政及び会派等の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派等が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派等が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会

	等各種会議への会派等としての参加に要する経費
資料作成費	会派等が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派等が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派等が行う活動を補助する者を雇用する経費
事務所費	会派等が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費